

令和3年4月26日

保護者様

久御山町立久御山中学校
校長 布川 宏

「緊急事態宣言」を踏まえた部活動への対応について

陽春の候 保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、京都府において「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、京都府教育委員会、久御山町教育委員会の通知を受け、当面の間、部活動を下記のとおり実施します。

記

- 1 参加者 自校生徒のみとする ※ 保護者の了解のもと参加する
- 2 活動場所 校内のみとする
- 3 活動時間 平日・休日(土日、祝日)ともに2時間以内
※ 4月29日(木)～5月5日(水)の1週間の内、2日間は完全休養日とする
(活動日については、各部顧問より連絡します)
- 4 宿 泊 禁止
- 5 大会参加 上位全国(全国大会、近畿大会等)につながり、かつ十分な感染防止対策が講じられている公式大会・発表会等(中体連、各競技団体、文化関係連盟等が主催する)への参加については認める
- 6 その他
 - ・ ご家庭での新型コロナウイルス感染防止対策について、必要な場合を除き外出を控えるなど、これまで以上に感染防止に向けた行動をお願いします。
 - ・ 今後、緊急を要する連絡や変更については、本校ホームページやメール配信を行いますので、定期的な確認をお願いします。
 - ※ 部活動の様子もホームページ上に更新しておりますので、ご閲覧ください。